

平成22年6月2日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成22年6月17日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに請願・陳情の総括審議

第2 発議案第1号から第4号までの
上程説明並びに総括審議

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成22年6月17日（木）午後1時00分 開議

○議長（常泉健一君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は24名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（常泉健一君） ここで報告します。

本日、市長からお手元に配付のとおり、地方自治法第243条の3第2項の規定により、茂原市土地開発公社の経営状況を説明する書類が提出されました。

また、お手元に配付のとおり、本日市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

次に、今定例会において各委員会にその審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（常泉健一君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（常泉健一君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 勝山穎郷君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 勝山穎郷君登壇）

○総務委員会委員長（勝山穎郷君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案3件、陳情1件について、11

日本会議終了後、関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成22年3月31日に公布され、本年4月1日より施行されることに伴い、茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、本年3月31日に専決処分したものであり、採決の結果、報告第1号は賛成者多数により原案のとおり承認することと決定しました。

次に、議案第1号「平成22年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7680万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億4980万5000円にしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「住宅手当緊急特別措置事業の内容はどのようなものか。また、その手当の支給は職を失ったということで自営業や農業者は対象になるのか。さらに、この事業の周知が必要ではないのか」との質疑に対し、「失業や離職して求職している人で住宅を失っている方、また失うおそれのある方に対して3万7200円を上限として家賃を支給する事業であり、その対象になる者は、職を失ってハローワークで求職している者が対象となる。この制度の周知については、求職者がハローワークに来たときにハローワークで紹介している」との答弁がありました。

さらに、「この事業における見込み人数と現在の申請人数は。また、この補正額で足りるのか」との質疑に対し、「当初予算で10人分の積算から年間見込み人数で62人になるので、この額で対応できる。また、現在の申請者数は32人である」との答弁がありました。

次に、「緊急雇用創出事業の介護雇用プログラムにおけるホームヘルパー養成事業の委託料における対象施設を決める目安は。また、事業所に雇用された者が途中でやめた場合は事業の対象になるか」との質疑に対し、「介護ヘルパー養成に係る対象事業所数は90施設で、選定にあたっては公募方式であり、介護施設分で措置している人数は23名である。その人数を超えた場合は、選定する基準を設けて事業所を選定する。その基準については現在検討中であるが、事業所における職員の定着率等を考えている。また、事業所に雇用された者が途中でやめた場合でも事業の対象となり、施設への委託料としての交付であり、やめたときまで賃金は支給される」との答弁がありました。

さらに、「同じような内容の緊急雇用創出事業の長生郡内の状況は。また、委託された福祉施設での悪用に対する予防は」との質疑に対し、「平成22年度当初からは睦沢町で実施されて

おり、7月からは一宮町、長南町で開始される。条件としては、睦沢町と同様の基準で検討している。また、悪用に対する予防については、雇用は本人と事業所で結ぶもので、講習費は委託料として事業所に交付されるもので、報告書等を徴することで指導していくことができる」との答弁がありました。

次に、「早野地区藤木堰のため池等整備事業における改修期間と地元負担は」との質疑に対し、「県事業として行われるが、整備着手から4年から5年かかり、事業費全体を100とした場合、国の補助が50%、県が29%、地元が21%負担で、地元負担に対してはその62.5%が市の補助であり、残りが地元の負担になる」との答弁がありました。

次に、「樟陽高校工業校舎の防災備蓄倉庫を生涯大学校外房学園に移設するにあたり、防災備蓄倉庫は73万2000円でできるのか」との質疑に対し、「内容は倉庫の移設と電源をソーラーシステムに変更する工事分と看板設置工事である」との答弁がありました。

次に、「ひめはるの里の新農業構造改善事業費返還金について当初から予想できなかったのか。また、補助金返還の具体的要因は」との質疑に対し、「ニチイグリーンファームに貸付を検討していた当初から目的外使用であるので想定はされていたが、要件を満たせば返還せずに済む方策を国と協議してきた。しかし、結果としては返還することになった。また、具体的な要因については有償で貸していること、貸す相手が民間であること、民間企業が自己資金で改修していること」との答弁がありました。

次に、「3月に給食公社の件で財政調整基金から3000万円を取り崩しているが、この補正予算で約900万円の繰越金で1000万円近くが出てくるのであれば、取り崩しを2000万円にしておけばよかったのではないか」との意見が出され、さらに、「平成21年度の繰り越し見込み額はどのくらい予定しているのか」との質疑に対し、「平成21年度の決算見込みは3億5000万円程度である」との答弁がありました。

次に、「緊急雇用創出事業の農地調査事業の委託料について、耕作放棄地の調査と思うが、どのような内容か。また、何人を雇用し、業務の期間及びどのような業者に委託するのか」との質疑に対し、「耕作放棄地の現地調査を行い、それを図面に落とし、台帳を作成する。その後は、意向調査等を行い、耕作放棄地の解消に向けた基礎資料を作成する業務内容である。また、業者に委託し実施するが、委託料の中で予定している人数は4名であり、業務期間は4か月、測量会社等に委託する」との答弁がありました。

次に、「緊急雇用創出事業の小学校特別支援教育支援員活用事業の内容は。また、この事業が終わった後、来年度以降はどのようになるのか」との質疑に対し、「この事業は、学校のク

ラス運営に支障となる児童等の援助をする支援員を雇用する事業で、小学校4校に対し1名ずつ、4人を配置するものであり、夏休み等を除いて7か月分の賃金である。この事業は23年度も引き続き実施していくが、24年度以降については、教育委員会と協議し財政措置については考えていく」との答弁がありました。

次に、「外国語活動に関する実践研究事業についてどのような内容か」との質疑に対し、「県教育委員会からの外国語活動に関する実践研究の事業の委託であり、茂原小学校が受託校となっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第2号「茂原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び茂原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申し上げます。

まず、「この条例を改正することにより、職員が育児と仕事の両立が図られ、夫婦で子育てができるようになり、産後パパ育休とすることにより父親の協力が得られ、育児休業が取得しやすくなるのか。また、対象となる職員の数と取得した場合の給与の補償はどうか」との質疑に対し、「男性にとって育児休業という名称より産後パパ育休という名称のほうが取得しやすくなるのではないかと考えている。また、対象となる職員の数は、3歳未満の子供は、夫婦で勤めている場合が60人、46世帯、共働きで14世帯、小学校就学前で94人、75世帯、共働きで19世帯であり、給与の補償については、産前産後休暇の場合は100%支給されるが、育児休業の場合は支給されないが、千葉県市町村共済組合より育児休業手当金として1歳まで50%支給される」との答弁がありました。

さらに、「その他の措置としてはどのようなものが設けられているか」との質疑に対し、「産前産後休暇、育児休業のほか、部分休業の制度がある」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第5号「千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

本案は、組織団体である「印旛郡印旛村」及び「同郡本埜村」が平成22年3月23日をもって廃止され、その区域が印西市に編入されることにより、組合の組織団体の数が減少することから組規約中の規定について改正する必要があるため、関係地方公共団体と協議しようとする

ものであり、採決の結果、議案第5号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、陳情第5号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情」について申し上げます。

願意は、選択的夫婦別姓制度は、家庭内で異なる姓が生じる結果、家族の絆を弱め、子供に与える精神的影響も計り知れないものがある。日本の夫婦同姓制度は、絆の深い一体感のある夫婦関係や家族関係を築くことのできる制度であるため、家族のあり方に重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を行うことのないよう政府関係機関に意見書の提出を求めるものであり、採決の結果、陳情第5号については賛成者、反対者同数であったため、茂原市議会委員会条例第17条第1項に基づき、委員長の決するところにより採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 次に、教育福祉委員会委員長 田丸たけ子君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 田丸たけ子君登壇）

○教育福祉委員会委員長（田丸たけ子君） 教育福祉常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました陳情3件について、11日本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、陳情第7号「子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情」について申し上げます。

審査過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市の子ども手当の総支給額と財源内訳、また従前の児童手当の総支給額は幾らか」との質疑に対して、「本年度予算では約14億4000万円であり、内訳としては、市が1億5000万円、県が1億5000万円で、残りを国が負担することになっている。今回の子ども手当の支給にあたっては、従前の児童手当以上の負担を市町村に求めないこととなっていることから同額程度である」との答弁がありました。

次に、「子ども手当は月額1万3000円が支給されるが、世帯によっては今までの児童手当より損をする世帯があるとの報道があったが」との質疑に対し、「子ども手当の創設による所得税、住民税の扶養控除が廃止されることにより、月額1万3000円では現行より負担増となる世

帯もあり、子ども手当の恩恵に差が出てしまう」との答弁がありました。

また、「子育てや教育にお金がかかり過ぎることが子供を持つことの最大の障害となっていることから、陳情願意にある子ども手当の政策の目的が不明確との事由はあたらない。また、外国人に対する支給等について制度見直しの動きもあることから、陳情願意には反対する」との意見や、「子供は家庭で育てるのが第一義的で、社会資本で行っていくには現在の国の財政状況では難しく、将来的に財政破綻を招いてしまうおそれがある。また、所得制限もなく無制限ならばまきには問題がある」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第7号は賛成者多数により採択することと決定いたしました。

次に、陳情第8号「『国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書』採択に関する陳情」並びに陳情第9号「『義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書』採択を求める陳情」は関連がございますので、一括御報告申し上げます。

審査過程において、「教育予算が年々削減されている中、現場の意見はどうか」との質疑に対して、「今年度、県より少人数指導教員が25人配置された。教職員の第8次定数改善計画が平成18年度から5年間の計画で策定されたが、当初予定どおりには教職員の配置は進んでいない。現場としては、きめ細かな指導を行うためにはより多くの教員が必要であることから一層の予算拡充を望むものである」との答弁がありました。

また、「義務教育費の国庫負担制度については、教育の機会均等化、その水準の維持向上を目的とするものであるが、平成17年度に見直しが行われ、教員給与の国庫負担割合は2分の1から3分の1に縮減された。さらに、今、国では地方主権を確立するため地域主権戦略大綱を策定するとしており、一括交付金の検討を開始している。その中で、義務教育費国庫負担制度についても議論される可能性があり、制度が廃止された場合、地域による教育格差が生じてしまうことが考えられる。すべての子供達に行き届いた教育環境の中で義務教育を施すことができなくなるおそれが懸念されることから、義務教育費国庫負担制度が堅持されることを望むものである」との説明がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第8号並びに陳情第9号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 次に、市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君から報告を求めます。

(市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君登壇)

○市民環境経済委員会委員長(三橋弘明君) 市民環境経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案3件、請願3件、陳情1件について、11日本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「特例対象被保険者に係る税の軽減措置が創設されたが、対象は給与所得者のみか。また、その対象を広げる検討をしている自治体があると聞くが、茂原市はどうか」との質疑に対し、「今回の法改正では、給与所得者のみを対象としているものである。今後は、自営業者などが本措置を適用できるかどうか、他市の動向を見きわめながら検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「税の公平性の観点から収納率の向上は必要不可欠と考えるが、方策はあるのか」との質疑に対し、「累積滞納額の解消や現年分の徴収率向上に向けて、引き続き収税課との連携を密に対応していきたい」との答弁がありました。

また、委員より、「非自発的離職者や低所得者への軽減措置は大きな前進だと考えるが、一方では課税限度額を上昇させるなど増税の部分が含まれることに賛成しかねる。もっと国が国保財政を支えるべきと考える」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第2号は賛成者多数により原案どおり承認することと決定いたしました。

次に、議案第3号「茂原市中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、利子補給の対象資金である株式会社日本政策金融公庫の融資制度の名称が「小企業等経営改善資金」から「小規模事業者経営改善資金」に変更になったため所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第3号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第6号「千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

本案は、広域連合を組織する印旛郡印旛村及び印旛郡本埜村が平成22年3月23日をもって廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、地方公共団体の数が減少したために所要

の改正を協議するものであり、採決の結果、議案第6号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、請願第1号「『国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書』採択に関する請願」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申しますと、「本事業は平成5年に事業化され、事業進捗率が87.1%とのことだが、今後の事業執行に支障が出た場合、どのような影響があるのか」との質疑に対し、「もともと幹線用水路や施設が老朽化していたため、漏水等を防ぐために事業化されていたものであり、今後の進捗に支障があるとすると、農繁期など水が必要な時期に配水できなくなることも考えられる」との答弁がありました。

また、委員より、「この土地改良事業は非常に重要な事業だと認識している。政府は本事業の予算を削減することで戸別所得補償制度に割り振っているのではないかと考えられるが、負担を農業従事者だけに任せることは安定的な農業経営を疎外するものであり、国はしっかりとした予算づけをするべきである」との意見、さらに、「千葉県は半島であり、昔から水の争いが絶えなかったと聞いている。この両総用水の開通により安定的な配水ができるということは、この地域の農業の活性化につながるものと考え。早期に老朽化している施設の補修整備を実施し、漏水等のむだのない配水を願いたい」との意見がありました。

採決の結果、請願第1号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

次に、請願第2号「備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願」について申し上げます。

請願願意は、現在備蓄している主食には不向きな米を主食以外の用途に振り向けることで30万トン相当の買い入れが可能であり、それを適正な価格で買い入れることで米価の回復と安定を図られたいと願うものであります。

委員より、「米を備蓄するという行為は、本来危機対策的な意味合いがあるものであり、政府には整然とした対応を願いたい」との意見がありました。

採決の結果、請願第2号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

次に、請願第3号「EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申しますと、「日豪のEPA交渉が成立するとどのようなことが想定されるか」との質疑に対し、「日豪経済連携協定が締結されたと仮定すると、一長一短のものが考えられるが、牛肉や小麦などの価格が下がることや安定的に購入できることが消費者にとってのメリットとなるが、畜産関係を主力している地域では、相当な

影響があると考えられる。農家の収入が減となることや、その地域の税収減が懸念される」との答弁がありました。

また、委員より、「農産物の関税を撤廃するとなると、食料自給率が12%近くまで落ち込むとの農林水産省の試算が出ている。自国の自給率を向上させることが最優先であり本請願に賛成する」との意見、また、「現在の日本の食料自給率は約4割と認識しているが、逆に言うとも6割を輸入に頼っているということである。自給率を向上させたいという考えには賛同するが、政府の示した方策に『農業に影響を与えないF T A交渉をする』との項目を信頼し、今後の推移を見守りたい」との意見がありました。

採決の結果、請願第3号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

次に、陳情第6号「人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申しますと、「過去に自民党や民主党が国会に法案を提出し、それぞれ審議未了で廃案となっているようだが、新政権になって新たに提出する動きはあるのか」との質疑に対し、「前首相が本年2月の参議院本会議の代表質問に答弁する形で、人権侵害救済法の早期提出に意欲があることを表明されていたが、現時点で再提出の動きは把握していない」との答弁がありました。

また、委員より、「陳情願意は法案の具体的な適用方法に対して不安を感じ、成立に反対しているようだが、現段階で法案は提出されておらず、慎重に対応を図るべきだ」との意見があり、採決の結果、陳情第6号は賛成者なく不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

次に、ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党の飯尾 暁です。日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件は、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」にそれぞれ反対し、その意見を述べます。

さらに、今議会に提出されました請願第1号「『国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書』採択に関する請願」を採択とする委員長報告についての討論を行うとともに、請願第2号「備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願」、請願第3号「EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願」、これを不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べ、さらに陳情第5号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情」、陳情第7号「子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情」を採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

まず、請願第1号「『国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書』採択に関する請願」について述べます。

民主党政権の事業仕分けによる予算削減先にありきの措置により、このままですと、実際の生産現場、農業生産に重大な影響が懸念されます。そのため、本請願につきましては反対するものではありませんが、問題点を指摘し意見を述べます。これまでの自民政権は公共事業の配分を政権維持に利用し、議員や市町村長、土建業界などと結んで大規模事業を企画し、関係者の同意を強引に取りついたり、工事を請け負った業者から資金を受け取るなど、利権の対象としてきました。近年は農業の規模拡大政策を持ち込み、中小農家の土地を周辺部に追いやる事業を優先し、整備が最も求められる中山間地や条件の悪い農地が後回しにされてきました。実際に必要な規模より大きいダムやかんがい施設、農地の造成などで自治体や農家に重い負担が残った、造成した土地が十分利用されないなど、むだな投資になった事業も少なくないという問題点が指摘されています。事業の改善で必要なことは、これまで後回しにされることの多かった中山間地や市街化区域農地など、本当に必要な事業を優先させることです。今回の予算削減は民主党政権の所得補償予算の財源確保、自民党支持基盤への圧力など、政争の道具としての思惑もあります。しかし、食料を生産するという本来の機能のほか、環境保全、生態系の維持、豊かな景観の保持、災害の防止など、農業の多面的機能を考えれば、多くの国民にとっても必要な土地改良事業です。現在ある農地を有効に活用するために、これまでの事業のあり方を農業生産の現場に合うように改善するとともに、予算の適切な確保が求められます。

次に、請願第2号「備蓄米買い入れに関する請願」について述べます。

農水省の試算によれば、平均的な米の生産者コストが1俵あたり1万6497円と言われる中、生産者手取りは1万2000円程度という状況が続いており、米をつくれればつくるほど農家の赤字

が増え続けるという稲作農家の現状があります。また、一方で、生産者には生産調整を行わせ、一方では本来不要であり、かつまた輸入義務のないミニマムアクセス米という外米の輸入77万トンが継続されており、この在庫が我が国の米価事情を悪化させるという大きな矛盾にさらされております。民主党政権のマニフェストには、米政策として300万トンの米備蓄、さらに今までの回転備蓄を棚上げ備蓄に展開するとの政権公約がなされています。1995年に食管法が廃止され、政府は主食である米の流通や価格安定に対しその責任を放棄しました。それにより国民の主食が市場原理に任され、消費者も生産者も納得のいく適正価格というものがなくなりました。わずかに残っている政府の米価格安定対策の1つは民主党の公約の一部を実現し、備蓄米を買い上げて正常な米相場の形成を図ることで、政府は、現状の備蓄米在庫100万トンを確保したといますが、主食には適さない古米も30万トン以上含まれており、安心・安全な主食米が国民に対して責任の持てる備蓄量に達していないという問題があります。この備蓄量ではわずか1か月余りの国民の消費量に過ぎず、十分な備蓄量とは言えません。このことから、政府には十分な備蓄米数量とその品質に責任を持ち、備蓄米即時買い上げの実行が強く望まれるものです。以上のことから、本請願の願意をくみ取り、採択を強く求めるものであります。

次に、請願第3号「F T A ・ E P A 推進路線の見直しを求める請願」について述べます。

自民党にかわり登場した民主党政権は、日豪、日韓F T Aの推進をまず大きく掲げました。そして、昨年12月閣議決定した新成長戦略では、アメリカ、オーストラリア、中国を含むアジア太平洋F T Aを打ち出しました。しかし、我が国の食料事情は、1954年、アメリカとの間に締結されたM S A協定を主な契機とし、それ以来進められてきた農産物の輸入自由化と歴代政権の農業政策の失敗により食料自給率は40%まで下落しています。政府は、その原因を国民の食生活の変化や、それに対応しきれなかった農業界や日本農業の競争力不足など、国民や生産者にその責任を転嫁してきました。しかし、先進国、特にヨーロッパ諸国は独自の農業政策で国内農業を支援し、自給率を向上させてきました。主な政策は、価格保障、所得補償を行うこと、後継者の育成、関税措置や輸入制限による国内農産物の保護などです。その結果、イギリスでもその自給率は70%を超え、スイスでも50%を超えていますが、これは自国の食料はなるべく自国で責任を持つという食料主権の考え方が浸透しているためです。世界的には人口のわずか2%の日本人が食料貿易の10%を買い占める中で飢餓人口が年々増え続け、10億人を突破しています。こういう状況では食料買い占めは道義的にも許されません。2年前、世界的な穀物不足が起きました。車と人が食料を奪い合うバイオエネルギー問題、異常気象による世界的不作などが懸念される中、金さえ出せばどこからでも食料を買いあさることができる状況は

終わりを告げようとしております。政府は、農業に影響を与えないF T A交渉を強調していますが、輸出国のねらいは農産物の関税の撤廃にあります。農水省の試算でも、関税をすべて取り払った場合、食料自給率は12%まで落ち込むこと、小麦や砂糖は壊滅、米に至っても10%しか残らないなどが予測されています。一たん交渉が始まれば取り返しのつかない事態を招きます。このような輸入自由化路線は、いくら所得補償を行っても国内の農産物価格の暴落を引き起し、現在政府が推進している戸別所得補償の政策効果を台無しにし、制度そのものを破壊させかねません。今求められることは、食料をさらに外国に依存する政策から決別し、世界の深刻な食料問題に正面から向き合い、40%に落ち込んだ食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことです。以上の趣旨により本請願の採択を求めるとともに、農産物輸入自由化促進のF T A・E P A推進路線の見直しを強く求めるものであります。

次に、陳情第5号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情」について述べます。

同姓でも別姓でもどちらでも選べる選択的夫婦別姓制度は、この間、女性団体や市民団体が共同して要望しているものです。現行の制度は、結婚の際に夫か妻の姓のどちらかに統一しなければならず、夫婦同姓を強制され、9割以上が夫の姓に変えています。事実上、不利益や精神的苦痛を受けるのは女性です。さらに、再婚禁止期間、婚姻最低年齢など女性差別的な条項が残されています。いまや女性の活躍の場は確実に広がり力を発揮している中で、世界では女性差別の撤廃が大きな流れです。憲法24条でも、両姓の平等として、法律は、個人の尊厳と両姓の本質的平等に立脚して制定されなければならないとうたわれています。実際、国連など、国際機関からは社会全体の根本問題として繰り返し批判され、改善が勧告されているにもかかわらず、依然、明治時代の民法を引き継いでいるのが実態です。日本婦人団体連合会が各界の人々に呼びかけている民法改正実現を求めるアピールに賛同した社団法人日本女医会で8年会長を務めた東京女子医科大学名誉教授、橋本葉子さんは、選択的夫婦別姓は私ども女性研究者にとって大きな問題として、ある女性研究者が国際会議に参加しようとしたとき、演題の発表者名は旧姓のままだったが、パスポートは結婚後の姓であったため入国を拒否された。また、ある女性は、改姓で、結婚前10年間の論文が加算されず評価が低くなってしまったと周り女性医師、研究者の受けた不利益を語っています。女性の地位向上を掲げて活動している新日本婦人の会が取り組んだ緊急アンケート調査では、名前は今まで生きてきた証、自分自身そのもの、夫も同じ思い、将来別姓で選択できる制度ができれば別姓にしたい。旧姓の通称使用を選んだものの、健康保険証や免許証、金融機関の通帳など、法律婚の姓の使用を要求される場合が多

く、通称と婚姻届名の2つの姓に疲れる。自分自身は結婚と同時に夫の姓になって一生が過ぎたが、選択は自由であるべきだし、そうなるべき。これは79歳の女性です。このように、20代から70代の幅広い年齢層から姓についての思いが寄せられ、夫婦同姓がいいと考える人、愛着のある姓を変えたくないという人など、いずれでも選べる選択的夫婦別姓の実現が叫ばれております。内閣府大臣官房政府広報室の選択的夫婦別姓の世論調査でも、6割以上が法律改正を支持している現状です。以上のことから、この陳情に反対するものです。

次に、陳情第7号「子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情」について述べます。

今回の民主党が掲げる子ども手当は、満額月2万6000円としながら、ことしは半額の1万3000円を支給するものです。日本共産党は、子育て支援は現金を配るだけでなく、保育所をつくる、正規雇用を増やす、医療や教育費の負担を減らすなど、総合的な対策が大事だと主張し、その一環として、現金給付の拡大も必要と考えています。特に子育て世帯の多くは所得が低く、経済的困難が深刻です。自公政権のもとでの雇用破壊で両親とも派遣労働という例も珍しくありません。政府の調査でも、経済的支援を求める声が7割に達し、子供の7人に1人が貧困状態です。さらに、家族向けの現金給付では、日本はヨーロッパと比べ低水準であることから、日本共産党は児童手当を1万円に引き上げ、将来は18歳未満まで拡大することを公約してきた立場で、この法制に反対ではありません。外国人への支給については、日本に子供と一緒にいる場合排除すべきでないと考えます。日本は1981年に難民条約を批准しました。この条約は、国内に住む難民に社会保障で自国民と同じ待遇を与えるよう批准国に求めています。児童手当では、1971年、法制定時には日本国民との支給要件がありましたが、難民条約批准に伴い、国籍条項は撤廃され、外国人居住者にも支給されてきました。ヨーロッパでも、在住する外国人に支給しており、子供と一緒に住む日本人も手当を受けています。それが世界の流れだと言えます。ただ、イギリスなども、原則として子供もイギリスにいる場合としており、子供が外国にいる場合などについては一定のルールの整備が求められます。この子ども手当法制化に伴い、来年から子ども手当の対象となる16歳未満の年少扶養控除が廃止されますが、手当受給世帯以外への負担がないことから、その限りで日本共産党は賛成しました。しかし、民主党は財源の目途がたたないため、配偶者控除や成年扶養控除廃止などの増税を検討していますが、日本共産党はそれには反対です。財源は、自公政権が聖域としてきた米軍への思いやりを予算を含む米軍経費など、年間5兆円近い軍事費と大企業、大資産家優遇税制にメスを入れれば確保できます。以上のことから、子ども手当の廃止を求めるこの陳情には反対するものであります。

報告第1号及び第2号の反対討論をいたします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」反対し、その理由を述べます。

この案件は、地方税法改正に伴い、市税条例が改正されたものです。今回の地方税法改正では、子ども手当、高校授業料無料化の財源として、個人住民税の16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除33万円の廃止とともに、高校在学年齢に相当する16歳以上19歳未満の扶養親族に対する特定扶養の上乗せ部分12万円を廃止し、これによる個人住民税は全体で4569億円の大増税になるものです。しかも、子ども手当の月額2万6000円の支給の保障がないにもかかわらず、増税となる個人住民税の扶養控除等の廃止は恒久措置とされ、その影響を是正する具体的な措置は示されておられません。例えば個人住民税額をもとに制度利用などの基準として独自の制度を設けている自治体では、雪だるま式の値上げにつながるものです。本市では、この改正により市民にとって約2億円もの増税になる一方で、市税収としては地方交付税との関係で、実質的には25%分の5000万円程度のことで、税収増の点でもメリットにはなりません。さらに、たばこ税改正について、日本共産党は、たばこへの増税をする場合には、たばこの被害に苦しんでいる人たちへの対策や医学研究、予防対策などの予算措置を明らかにし、増税分をその財源に充てるなど、国民の健康に資するという立場を明確にすることが当然必要との考え方であり、安易な財源確保を目的とした増税は望ましいものではないとの立場であります。こうした内容を含む本案件に反対するものです。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」述べます。

茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、1つ、国保税の課税限度額の引き上げ、2つ、国保税の低所得者への軽減割合の拡大、3つ、倒産・解雇などの予期せぬ理由で所得が前年に比べて大幅に減少し、国保の支払いが困難な人への負担軽減措置の3項目であります。低所得者対策においては、法定軽減措置の7割、5割、2割の3段階軽減が図られるようになり、また、経済悪化、大企業の身勝手な解雇などによる非自発的離職者への負担軽減策など、高すぎて払いきれない国保税の引き下げを求める国民の大きな運動を反映し、一定の前進面があります。一方、中間層に対しては基礎課税額の課税限度額を現行年間47万円から50万円、後期高齢者支援金等課税限度額を現行年間12万円から13万円へと引き上げる内容となっています。長引く不況の中で、高すぎる国庫税率の引き下げをせずに課税限度額だけを引き上げることは明らかに増税への道を開くこととなります。厳しい国保財政の改善は加入者増税への道を進むのではなく、減額し続けた国庫負担を以前の50%まで戻させ、国民皆保険という国の責任はきちんと果たさせることであります。日本共産

党は、この間、県内でも上位レベルにある高すぎて支払えない国保税に対して、少しでも住民負担の軽減を図るよう、このことともに一般会計からの繰り入れなど、あらゆる手段での軽減策を講じるよう主張してまいりました。行政はこうした点に力点を置くべきであり、住民負担、増税につながる本案件には反対の意を表するものであります。以上でございます。

以上を述べまして、反対討論といたします。

○議長（常泉健一君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、報告第1号は承認されました。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、報告第2号は承認されました。

次に、議案第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第4号は同意されました。

次に、議案第1号から第3号並びに第5号から第6号までについては、一括採決します。

議案第1号から第3号並びに第5号から第6号までについては、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第3号並びに第5号から第6号までについては、いずれも

原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について採決します。

今定例会で付議されました請願・陳情は、請願3件、陳情5件であります。

最初に、請願第1号「『国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書』採択に関する請願」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第1号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、請願第1号は採択と決定いたしました。

次に、請願第2号「備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、請願第2号について採決します。

請願第2号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、請願第2号は不採択とすることと決定しました。

次に、請願第3号「EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、請願第3号について採決します。

請願第3号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、請願第3号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情5件について採決します。

陳情第5号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

陳情第5号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、陳情第5号は採択と決定されました。

次に、陳情第6号「人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第6号について採決し

ます。

陳情第6号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立なし)

起立なしと認めます。

したがいまして、陳情第6号は不採択とすることと決定されました。

次に、陳情第7号「子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

陳情第7号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、陳情第7号は採択と決定されました。

次に、陳情第8号「『国における平成23年(2011)年度教育予算拡充に関する意見書』採択に関する陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

陳情第8号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、陳情第8号は採択と決定されました。

次に、陳情第9号「『義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書』採択を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

陳情第9号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、陳情第9号は採択と決定されました。

ここでしばらく休憩します。

午後2時08分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時20分 開議

○議長(常泉健一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

三橋弘明君、勝山穎郷君、田丸たけ子君から今定例会に提出するため、発議案4件の送付が

ありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号から第4号までの上程説明並びに総括審議

○議長（常泉健一君） それでは、次に、議事日程第2「発議案第1号から第4号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第4号までを一括上程します。

最初に、発議案第1号について、提出者三橋弘明君から提案理由の説明を求めます。

三橋弘明議員。

（19番 三橋弘明君登壇）

○19番（三橋弘明君） 提出者を代表し、発議案第1号について提案理由の説明を申し上げます。

両総用水は、千葉県内を結ぶ大動脈で、日本でも有数の大規模な農業用水施設かつ都市用水としての働きのある重要な用水源であります。維持管理については、両総土地改良区が担っており、県内の農地の約20%を占める1万8000ヘクタールを潤す県下最大の施設であると同時に、都市用水との供用施設であります。平成5年度に事業採択を受け、21年度には87.1%と順調に事業が進捗し、平成24年度までに事業完了予定とし、地元調整が行われたところでありますが、平成22年度の公共事業費削減のあおりを受け、対前年予算比22.5%と極端に削減されました。このことは早急に整備すべき施行箇所が見送りになり、施設老朽化の整備ができず、今後の通水に支障をきたしかねません。国営かんがい排水事業（両総地区事業）完成に可能な予算の確保を求め、政府関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

○議長（常泉健一君） 次に、発議案第2号について、提出者勝山穎郷君から提案理由の説明を求めます。

勝山穎郷議員。

（17番 勝山穎郷君登壇）

○17番（勝山穎郷君） 提出者を代表しまして、発議案第2号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書案の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、選択的夫婦別姓制度の導入を柱とする民法改正に向けた取り組みが政府において進められており、選択的夫婦別姓制度は、家庭内で異なる姓が生じる結果、家族の絆を弱め、子供に与える精神的影響も計り知れないものがあります。日本の夫婦同姓制度は絆の深い一体感のある夫婦関係、家族関係を築くことのできる制度であります。将来を担う子供にとって何よ

りも大切なものは家族の絆であり、夫婦が同姓であることはその一体感を醸成するために必要なものであります。家族のあり方に重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を行うことのないよう政府関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（常泉健一君） 次に、発議案第3号から第4号について、提出者田丸たけ子君から提案理由の説明を求めます。

田丸たけ子議員。

（12番 田丸たけ子君登壇）

○12番（田丸たけ子君） 提出者を代表いたしまして、発議案第3号並びに発議案第4号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第3号「子ども手当の廃止を求める意見書案の提出について」であります。本案は、巨額の支給を要する子ども手当が財源の目途もなく、その多くを赤字国債に依存していることを危惧するとともに、支給にあたって多くの問題が指摘されていることから、廃止を求め意見書を提出しようとするものであります。

続きまして、発議案第4号「教育予算の充実を求める意見書案の提出について」であります。本案は、教育の重要性と教育環境の現状をかんがみ、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、さまざまな教育課題を解決するために教育予算の一層の増額を国に要請すべく意見書を提出しようとするものでございます。

本会議におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（常泉健一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について、質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に発議案第2号についての質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に発議案第3号についての質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に発議案第4号についての質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号から第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(常泉健一君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「『国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書案の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決することと決定しました。

次に、発議案第2号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書案の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、発議案第2号は原案のとおり可決することと決定しました。

次に、発議案第3号「子ども手当の廃止を求める意見書案の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、発議案第3号は原案のとおり可決することと決定しました。

次に、発議案第4号「教育予算の充実を求める意見書案の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第4号は原案のとおり可決することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(常泉健一君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに請願・陳情の総括審議
2. 発議案第1号から第4号までの上程説明並びに総括審議

○出席議員

議長 常 泉 健 一 君

副議長 深 山 和 夫 君

1番	飯 尾 暁 君	2番	前 田 正 志 君
3番	矢 部 義 明 君	4番	金 坂 道 人 君
5番	中 山 和 夫 君	6番	山 田 きよし 君
7番	細 谷 菜穂子 君	8番	森 川 雅 之 君
9番	平 ゆき子 君	10番	鈴 木 敏 文 君
11番	ますだ よしお 君	12番	田 丸 たけ子 君
13番	加賀田 隆 志 君	14番	腰 川 日出夫 君
15番	伊 藤 すすむ 君	17番	勝 山 穎 郷 君
18番	初 谷 智津枝 君	19番	三 橋 弘 明 君
20番	関 好 治 君	21番	早 野 公一郎 君
22番	三 枝 義 男 君	24番	市 原 健 二 君
25番	田 辺 正 和 君	26番	金 澤 武 夫 君

☆

☆

○欠 席 議 員

な し

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	長谷川 正 君
教 育 長	古 谷 一 雄 君	総 務 部 長	松 本 文 雄 君
企 画 財 政 部 長	平 野 貞 夫 君	市 民 部 長	中 山 茂 君
福 祉 部 長	古 山 剛 君	経 済 環 境 部 長	前 田 一 郎 君
都 市 建 設 部 長	古 市 賢 一 君	教 育 部 長	國 代 文 美 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	片 岡 繁 君	企 画 財 政 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	今 関 正 男 君
企 画 財 政 部 次 長 (財政課長事務取扱)	麻 生 英 樹 君	市 民 部 次 長 (国保年金課長事務取扱)	森 川 浩 一 君
福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	大 野 博 志 君	経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	鳩 川 文 夫 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱・土木政策担当)	笠 原 保 夫 君	都 市 建 設 部 次 長 (都市政策担当・ 本納駅東地区土地 区画整理担当)	酒 井 達 夫 君
教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	斉 藤 勝 君	職 員 課 長	相 澤 佐 君
企 画 政 策 課 長	岡 本 幸 一 君		

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	金 坂 正 利
主 幹	三 橋 勝 美
局 長 補 佐 (庶務係長事務取扱)	宮 本 浩 一

○議長（常泉健一君） 長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

これをもちまして、平成22年度茂原市議会第2回定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後2時32分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年8月10日

茂原市議会議長 常 泉 健 一

茂原市議会副議長 深 山 和 夫

茂原市議会議員 早 野 公 一 郎

茂原市議会議員 三 枝 義 男